

○観音寺市豊浜総合体育館条例施行規則

平成17年10月11日教育委員会規則第44号

改正

令和6年8月30日教委規則第7号

観音寺市豊浜総合体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市豊浜総合体育館条例（平成17年観音寺市条例第203号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 観音寺市豊浜総合体育館（以下「総合体育館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

分類	開館時間
平日	午前10時から午後10時まで
土曜日・日曜日・祝日	午前10時から午後8時まで

備考 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日进行う。

(休館日)

第3条 総合体育館の休館日は、火曜日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

(利用料金の減免)

第4条 条例第10条の規定に基づき、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 公益上の必要があると認められるとき。

(2) 教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、観音寺市豊浜総合体育館利用料減免申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、総合体育館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（令和6年8月30日教委規則第7号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。